

# マイナポイントの申し込みはお済ですか？

問 情報政策課 本 6階  
TEL 0287(23)8766

## ●マイナポイントの概要

下記の条件を満たすことで、最大2万円分のポイントが、選んだキャッシュレス決済サービスに付与されます。

※キャッシュレス決済サービスとは、電子マネーやQRコード決済サービスのことです。

①マイナポイントの申し込み後、キャッシュレス決済サービスを利用してチャージやお買い物を行う

→利用額の25%で最大5,000円分のポイント

※マイナポイント申し込み後のチャージやお買い物が対象です。

②マイナンバーカードの健康保険証の利用を申し込み  
→7,500円分のポイント

③公金受取口座の登録を行う→7,500円分のポイント

●対象者…令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請を行い、マイナンバーカードを受け取った方

●申込期限…令和5年5月31日(※)まで

※3月15日現在の情報です。今後の申込期限の延長などについては、総務省の発表をお待ちください。

## ●手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードに設定した4桁のパスワード
- ・マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスの申し込みに必要な情報

※キャッシュレス決済サービスによって必要なものが変わりますので右記の二次元コードをご確認ください。



・通帳など、本人名義の銀行口座がわかるもの

## 【マイナポイント全般に関すること】

問 マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120(95)0178

## 【マイナポイント手続き支援に関すること】

問 情報政策課 TEL 0287(23)8766

## ●マイナポイントの申込方法

①ご自身のスマートフォンやパソコンで申し込む



ご自身のスマートフォンや、マイナンバーカードの読み取りができるパソコンを利用して申し込みができます。詳細は二次元コードをご覧ください。

自分のスマホで簡単に手続きできます



②マイナポイント手続きスポットを利用する



携帯電話ショップや郵便局などでマイナンバーカードの読み取りができる端末を置いた手続きスポットが設置されています。手続きスポットの場所は、二次元コードをご覧ください。

※「マイナポイントの申込み」と「健康保険証としての利用申込み」は行えますが、「公金受取口座の登録」は行えませんので、ご注意ください。

③市役所でマイナポイント手続き支援を利用する



ご自身で手続きができない方のために市役所本庁舎で手続きの支援を行っています。

▶平日…午前8時30分～午後5時(水曜日は午後7時まで)

▶休日…4月15日(土)、22日(土)、23日(日)、29日(土)

※5月の日程は、市ホームページや広報おたわら5月号でお知らせします。

## 令和5年度 市税等納期限一覧(普通徴収)

問 税務課 本 2階 TEL 0287(23)8639

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期限(口座振替日)	5月1日(月)	5月31日(水)	6月30日(金)	7月31日(月)	8月31日(木)	10月2日(月)	10月31日(火)	11月30日(木)	12月28日(木)	令和6年1月31日(水)	令和6年2月29日(木)
市県民税			1期		2期		3期		4期		
固定資産税 都市計画税	1期			2期		3期			4期		
軽自動車税 (種別割)		1期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納税通知書・納付書は納付種類ごとに第1期目の納付月の中旬に送付します。

## ○各納期限までに忘れずに納付しましょう

納期限内に納付がなかった場合、督促手数料・延滞金が加算されますのでご注意ください。

## ○納付には、便利な口座振替(自動振込)をご利用ください

市内に本・支店がある金融機関、全国のゆうちょ銀行(郵便局)が利用できます。口座振替(自動払込)の新規申し込みは、開始月の前月の10日までに金融機関での申し込みが必要となります。口座振替(自動振込)を申し込まれた方は、各納期限前日までに残高の確認をお願いします。

## 市有地を売払います

問申 総務課 **本** 6階 TEL 0 2 8 7 (2 3) 8 7 9 5

10月まで随意契約で市有地を売払います。

### ●受付期間

5月10日④を1回目の締切日とし、以降毎月10日を締切日として10月10日④までの全6回受付します。(10日が閉庁日の場合は、直後の開庁日を締切日とします)

### ●受付時間…平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

### ●受付場所…総務課管財係窓口(市役所本庁舎6階)

※郵送などによる申込不可

### ●売払いについて

各回締切日の翌日に、担当職員により見積合わせを行い、最低見積価格以上の最高価格を提示された方と契約手続きを進めます。

### ●申込用紙…市ホームページからダウンロードまたは総務課窓口で配布



### ●売払物件一覧表

物件番号	所在地	地目(現況)	面積	最低見積価格
1	下石上2110番7	宅地	399.72㎡	5,948,000円
2	薄葉2703番2	宅地	218.64㎡	2,603,000円
3	薄葉2707番3	宅地	210.18㎡	2,581,000円
4	薄葉2708番22	宅地	230.08㎡	4,087,000円
5	野崎2丁目23番12	宅地	159.34㎡	1,290,000円
6	薄葉1120番4	雑種地	285㎡	2,577,000円
7	前田1029番3	雑種地	561㎡	1,495,000円
8	小滝594番172	雑種地	662㎡	948,000円
9	小滝594番173	雑種地	481㎡	655,000円

## メイン会場が従来の金燈籠交差点付近に戻ります 大田原屋台まつり開催

問 大田原商工会議所 TEL 0 2 8 7 (2 2) 2 2 7 3

### ●日時

▶宵まつり…4月15日④ ぶっつけ(午後7時から)

▶本まつり…4月16日⑤ 屋台出発(午前10時から) ぶっつけ(午後6時から)

### ●場所…金燈籠交差点付近

### ●交通規制…下図のとおり

#### 【交通規制について】

問 生活環境課 **本** 2階 TEL 0 2 8 7 (2 3) 8 8 3 2

問 関東自動車株式会社那須塩原営業所

TEL 0 2 8 7 (7 4) 2 9 1 1



## お詫びと訂正『広報おおたわら3月号』 掲載内容の誤りについて

問 情報政策課 本6階 TEL 0 2 8 7 (2 3) 8 7 0 0  
問 商工観光課 本4階 TEL 0 2 8 7 (2 3) 3 1 4 5

令和5年広報おおたわら3月号に掲載の記事「特集 四季を彩る祭りや行事」の内容の一部に誤りがありました。ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

なお、市ホームページ、カタログポケット、ちいき本棚版に掲載しております、広報おおたわら(電子版)につきましては、訂正版を公開しております。

### 【訂正箇所】

広報おおたわら3月号4・5ページ「特集 四季を彩る祭りや行事」記事内、下段の正しい年間スケジュール開催月は以下のとおりです。

月	名称	場所
4月	大田原市さくら祭	龍城・龍頭公園
	芭蕉の里くろばね桜まつり	黒羽城址公園ほか
	のぎき桜まつり	野崎第二工業団地
	大田原屋台まつり	金燈籠交差点付近ほか
5月	おおたわら七福神御開帳	市内1社6寺
6月	鮎解禁	那珂川・箒川
	芭蕉の里くろばね紫陽花まつり	黒羽城址公園および周辺
	黒羽芭蕉の里全国俳句大会	ホテル花月
7月	八雲祭(天王祭)	大田原神社
	地藏尊夏大祭	光真寺
	那須野ヶ原国際芸術シンポジウム	大田原市芸術文化研究所
8月	大田原与一まつり	大田原野崎線～金燈籠交差点
	芭蕉の里くろばね夏まつり	那珂川河川公園
	佐久山納涼花火大会	佐久山運動公園
	大捻縄引き	佐良土地内
9月	おおたわら七福神御開帳	市内1社6寺
	大田原神社例大祭	大田原神社
	那須神社例大祭	那須神社
	雅楽奉納	正浄寺
	天狗王国まつり	栃木県なかがわ水遊園

月	名称	場所
10月	那須与一公大祭	玄性寺
	上石上温泉神社例大祭	上石上温泉神社
	下侍塚古墳こも巻き	下侍塚古墳
	芭蕉の里くろばね秋まつり	那珂川河川公園
11月	光丸山大縁日	光丸山法輪寺
	大田原市産業文化祭	栃木県立県北体育館 ほか
	佐久山紅葉まつり	佐久山御殿山公園
12月	大田原マラソン大会	D I S T A D I U M 発着
1月	芭蕉の里くろばねマラソン大会	黒羽運動公園発着
	おおたわら七福神御開帳	市内1社6寺
	大田原神社太子祭	大田原神社
	花市(大田原・佐久山・黒羽)	市内各所
	黒羽商工会どんと祭	那珂川河川公園
2月	大田原藩主墓前祭	光真寺
	地藏尊春大祭	光真寺
3月	下侍塚古墳こも外し	下侍塚古墳
	永代々神楽祭	那須神社
	雅楽奉納	正浄寺
	八龍神社例大祭	八龍神社

※祭りや行事の開催時期や内容に変更が生じる場合があります。

## 木造住宅・ブロック塀各種補助制度

問 建築住宅課 本5階  
TEL 0 2 8 7 (2 3) 1 1 7 8

### 【耐震診断費等補助金】

- 対象…次の要件を全て満たす住宅
  - ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築着工された住宅
  - ・木造2階建て以下の住宅
  - ・在来軸組工法による住宅(賃貸は除く)
  - ・初めて補助対象となる住宅
- 補助額
  - ・耐震診断のみ最大2万円
  - ・補強計画策定のみ最大8万円
  - ・耐震診断と補強計画の策定最大10万円

### 【耐震改修・建替え補助金】

- 対象…診断の結果、改修または建替えが必要な住宅
  - ※建替えの場合はその住宅(延べ面積70㎡以上)を除却して、同一敷地内に省エネ基準に適合する住宅を建て替えることが条件
- 改修の補助額
  - ・補強計画策定を含めて改修を行う場合、改修費用の5分の4または100万円のいずれか低い額(ただし、補強計画策定のみ補助との重複不可)

- ・補強計画策定済みの場合、改修費用の2分の1または80万円のいずれか低い額

- 建替えの補助額…100万円(基礎額)

### ◇上乗せ補助額

- ・県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円

### 【ブロック塀などの除却・建替え・改修補助金】

- 対象…次の要件を全て満たすブロック塀など
  - ・通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀
  - ・建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀
- 補助額
  - ・除却工事費の3分の2で最大16万円
  - ・建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円

- ※ブロック塀の工事業者は市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。
- ※申請前に対象となる住宅やブロック塀を解体したり工事請負契約を締結して建築工事を行った場合は補助対象になりませんので、ご注意ください。詳細は建築住宅課へお問い合わせください。
- ※各補助金は予算の範囲内での交付となります。